情報公開請求審查請求料金表

- ※ 下記の1, 2、の相談以外は特定行政書士制度を利用することが前提です。
- ※ 「特定行政書士制度限定」とは、申請前から行政書士が開示請求書の作成に関与 している場合のことを意味します。(注) 関与が無い場合には、開示請求の再申請 から行う必要がありますのでご相談下さい。
- ※ (形式)(簡易型)の文書の作成は、依頼人自身の主張のみを編集記載して作成するサービスです。当事務所の見識を不要とするために低廉な予算を実現しております。
- ※ 以下の料金の他、コピー代金(一枚6円)や切手代金等の実費が必要になります。

相談				
特定行政書士制度を利用する再申請での開示の可能性をお考えの方のための相談です。				
1	不開示に関	30 枚まで 4000 円	具体的な事案に応じて、開示決定の可能性	
	する相談	30 枚を超えると 1	を調査報告します。	
		枚につき 300 円加算	・ヒアリング	
		して計算。	・法律調査	
			・報告	
2	小為替簡易	8 枚まで定額小為替	(不開示)黒塗りされた書類の性質と不開	
	相談	1000 円による支払。	示理由を照らし合わせて、審査請求の争点	
			となりそうな部分をレクチャーします。	
3	審査請求書	3000円 (形式)	・法律に沿った形式の審査請求書を作成	
	作成相談		するための相談です。	
		5000 円	・法律に沿った形式の審査請求書の作成	
			+主張内容の表現や、法律事項の観点か	
			ら、本件事案にふさわしい審査請求書を作	
			成する相談です。	
4	自分で審査	6000円 (形式)	・書面の様式等の説明を、審査請求が終わ	
	請求総合レ		るまで継続的に行います。主張内容等を含	
	クチャー		みません。自分で審査請求を進めたい方に	
			おすすめです。	
		20000円(30枚まで	・法律論や主張のアドバイスも含めて総	
		の不服)	合的に審査請求をサポートします。書面の	
			作成は自分で行う必要があります。	

	審査請求書等の作成					
5	不作為に対す	4000 円	開示請求に対して、いつまでも決定			
	る審査請求		がされないで困っているときの審			
			查請求。			
6	審査請求書の	17000円~ (審査請求の理				
	作成	由欄が5枚を超える場合は				
		6枚目~1枚に付き1500円				
		加算で計算する。)				
		簡易型	簡易型の審査請求書は、依頼人の不			
		8000円~(審査請求の理由	服申立理由を文書にする形で作成			
		欄の記載が5枚を超える場	する。以下の事項を含んで作成され			
		合には6枚目~1枚に付き	ない。			
		1000 円を加算で計算す	ア、当事務所の法律構成による主張			
		る。)	イ、参考判例及び文献の記載			
7	反論書の作成	10000 円~(5 枚を超える				
		場合には、6枚目から1枚				
		につき 1500 円を加算して				
		計算する。)				
		簡易型	簡易型の審査請求書は、依頼人の不			
		5000円~(審査請求の理由	服申立理由を文書にする形で作成			
		欄の記載が5枚を超える場	する。以下の事項を含んで作成され			
		合には6枚目~1枚に付き	ない。			
		1000 円を加算で計算す	ア、当事務所の法律構成による主張			
		る。)	イ、参考判例及び文献の記載			

審査請求等の代理					
8	審査請求の	30000 円~(対象文書が	※ 「対象文書」とは開示請求に		
	代理 (口頭意	100 枚を超える場合には、	より対象となった文書のうち		
	見陳述を含	101 枚目から一枚 200 円で	不開示(黒塗り)となってい		
	まない。)	加算して計算) +成功報酬	て開示を求める文書をいう。		
		成功報酬			
		一部容認 15000 円			
		全部容認 30000 円			
9	簡易型	18000円(対象文書が 100	※、簡易型の審査請求は、審査請求		

	審査請求の	枚を超える場合には、101	人の不服のみを主張し、当事務所の
	代理 (口頭意	枚目から 1 枚 100 円で計	ノウハウを利用しないことから、成
	見陳述を含	算。)	功報酬は発生しない。
	まない。)		
10	口頭意見陳	当方指定の日が取れる場	※ここで言う口頭意見陳述は情報
	述の代理	合、30000円+交通費	公開法上の規定によるものである。
		当方指定の日が取れない	不服審査法上の口頭意見陳述は別
		場合、60000円+交通費	途相談。
			・遠方で行う必要がある場合には、
			東京都中野区まで、日帰りできる範
			囲に限る。

(例)

- 1, 自分の主張で審査請求をしたい。
 - (1) 3相談のみ 3000円
 - (2) 6 (簡易) 審査請求書作成 8000 円 + 7 反論書作成 (簡易) = 13000 円
- 2、自分の主張+法律上の問題も併せて主張したい。
- (1) 自分で書く
- ア、 1相談報告書をもとに自分で書いていく 4000円
- イ、 1 相談 3000 円 + 3 書類作成相談をおこない自分で書いていく 6000 円
- (2) 法律論のある審査請求書を作成してもらう。
- ア、 審査請求書作成 17000 円+簡易反論書 5000 円。22000 円
- イ、 審査請求書作成 17000 円 + 反論書 10000 円 27000 円
- 3、審査請求を代理してもらう。

ア、簡易型 18000円

- イ、 A,30000 円(請求が認められない)
 - B 30000 円+15000 円=45000 円 (請求の一部容認)
 - C 30000 円+30000 円=60000 円 (請求の容認)

代理のメリット

- ・省庁とのやり取りも全部おこなってくれる。
- ・負けたときは30000円なので、書類作成を頼むよりもお得。
- ・再反論書の作成に費用がかからないので、納得いくまで主張を頼むことができる。